

使用済家電の不適正な輸出事例について

事業者からの情報や統計情報によると、使用済家電は、香港を始めとするアジア諸国、中南米、中東、アフリカ等世界各国へ輸出されているが、輸出先国によりリユース不可能と判断された物（バーゼル条約規制対象物）を輸出したり、輸出先国の国内法によって輸入禁止対象物とされている物を輸出したこと等による貨物返送が発生している。

1. 規制の概要

（1）バーゼル法の規制

バーゼル法の規制対象物（特定有害廃棄物等）は、相手国で処分作業（※）が行われる物であって有害特性を有するものであり、再生資源として利用される使用済みブラウン管、プリント基板等がある。特定有害廃棄物等を輸出する際には、相手国の書面による同意及び環境省の確認並びにそれらを受けた経済産業大臣による輸出の承認等を得る必要がある。

（※）再生資源として利用される場合は処分作業に含まれるが、リユースされる場合は処分作業に含まれず規制対象とならない。

（2）廃棄物処理法の規制

廃棄物処理法の規制対象物（廃棄物）を輸出する際には、環境大臣による輸出の確認を受ける必要がある。

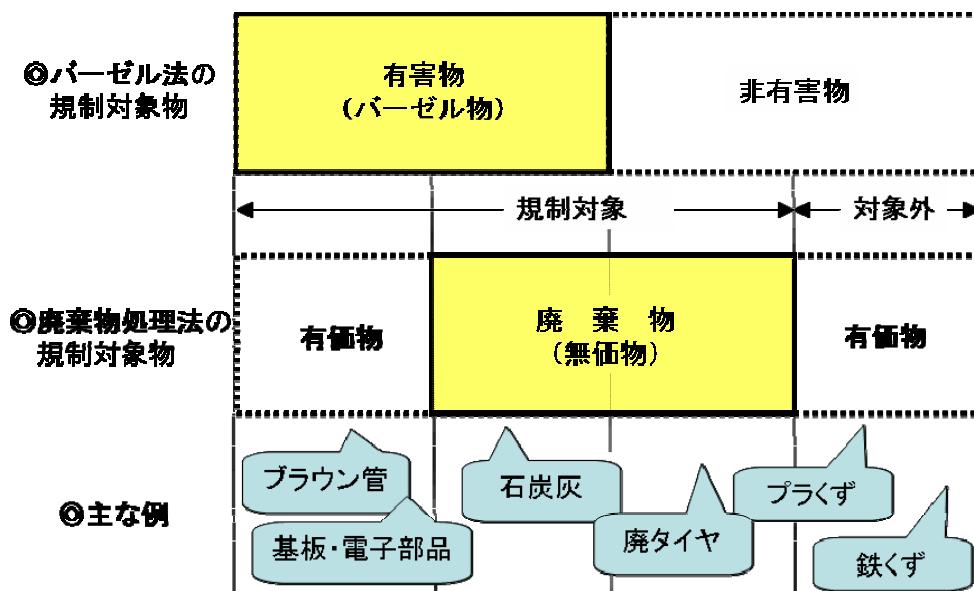


図 バーゼル法と廃棄物処理法の規制対象物

2. 事例紹介

【事例その①】リユース目的のテレビ等の不適正輸出

(1) 事案の概要

輸出者Aが平成17年7月に松山港から香港に向け輸出したリユース目的のブラウン管式テレビ、パソコンモニター等が、香港の税関当局による検査を受けた後、日本にシップバックされてきたもの。税関における検査の結果、輸出貨物に積載されていたテレビ、パソコンモニター等はガラス部が段ボールで保護されていたものの、その他の部分については梱包がなされていなかったほか、汚れが付着しているものも見られた。また、通電検査の結果、通電しない製品も含まれており、それらについては現地で修理して使用するとの回答がAからなされたが、現地で販売・修理を行う店舗として回答のあった企業を香港政府に照会したところ、その店舗で、輸入されたテレビ、パソコンモニター等が販売される事実は存在しなかった。

(2) 事案の不適正性

香港政府によれば、当該貨物に積載されていたテレビ、パソコンモニター等はガラス部等において部分的に梱包がなされていたが、製品全面への梱包、輸出前の性能試験等を必要としている香港の規制を満たさないことからリユース不可能とみなされ、バーゼル条約の規制対象物として判断された。

このため、O E C D加盟国からのバーゼル条約の規制対象物の輸入を禁止する香港の国内法に基づき、当該貨物の輸入が認められなかった。



テレビ



積まれたテレビ

【事例その②】資源回収目的でのエアコン室外機の不適正輸出

(1) 事案の概要

輸出者Bが平成17年9月に横浜港から中国に向け輸出した資源回収目的のミックスメタルスクラップが、中国の税関当局による検査の結果、横浜港にシップバックされてきたもの。横浜税關における税關検査及びヒアリングの結果、ミックスメタルスクラップの中に含まれていたエアコンの室外機が、中国国内法において輸入が禁止されている品目に該当するとしてシップバックされたものであることがBにより申告された。

(2) 事案の不適正性

当該貨物に積載されていた使用済エアコン室外機は、リユース、リサイクルを問わず、中国国内法によって輸入が禁止されている品目に該当することからシップバックされてきたものと思われる。



潰されたエアコン